

亀山市告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成27年9月29日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21893
- 3 路線名 田村23号線
- 4 供用開始の区間
 - (1) 起点 田村町字西谷36番1地先
 - (2) 終点 田村町字西谷6番8地先
- 5 供用開始の期日 平成27年9月29日

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21894
- 3 路線名 田村24号線
- 4 供用開始の区間
 - (1) 起点 田村町字西谷6番13地先
 - (2) 終点 田村町字西谷6番18地先
- 5 供用開始の期日 平成27年9月29日

第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 41337
- 3 路線名 鷲山起し2号線
- 4 供用開始の区間

- (1) 起点 関町鷲山字起し 4 番 2 7 地先
- (2) 終点 関町鷲山字起し 4 番 2 8 地先
- 5 供用開始の期日 平成 2 7 年 9 月 2 9 日

第 4

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1 1 2 1 4
- 3 路線名 徳原 3 5 号線
- 4 供用開始の区間
 - (1) 起点 川崎町字貢 1 5 7 7 番 1 地先
 - (2) 終点 川崎町字貢 1 5 7 7 番 6 地先
- 5 供用開始の期日 平成 2 7 年 9 月 2 9 日